

# 印紙税額一覽表（抄）

令和元年5月現在

文書の種類	印紙税額（1通又は1冊につき）	主な非課税文書																																
<p>1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書  <small>（注）</small> 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。  <small>（例）</small> 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産賃貸書など</p> <p>2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書  <small>（例）</small> 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など</p> <p>3 消費貸借に関する契約書  <small>（例）</small> 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など</p> <p>4 運送に関する契約書  <small>（注）</small> 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。  <small>（例）</small> 運送契約書、貨物運送引受書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">1万円以下</td><td style="width: 50%;">200円</td></tr> <tr><td>10万円を超え100万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>50万円を超え100万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>100万円を超え500万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え1千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え5千万円以下</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え1億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以下	200円	10万円を超え100万円以下	400円	50万円を超え100万円以下	1千円	100万円を超え500万円以下	2千円	500万円を超え1千万円以下	1万円	1千万円を超え5千万円以下	5千円	5千万円を超え1億円以下	6万円	1億円を超え5億円以下	10万円	5億円を超え10億円以下	20万円	10億円を超え50億円以下	40万円	50億円を超えるもの	60万円	<p>記載された契約金額が1万円未満のもの</p>										
1万円以下	200円																																	
10万円を超え100万円以下	400円																																	
50万円を超え100万円以下	1千円																																	
100万円を超え500万円以下	2千円																																	
500万円を超え1千万円以下	1万円																																	
1千万円を超え5千万円以下	5千円																																	
5千万円を超え1億円以下	6万円																																	
1億円を超え5億円以下	10万円																																	
5億円を超え10億円以下	20万円																																	
10億円を超え50億円以下	40万円																																	
50億円を超えるもの	60万円																																	
<p>上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から令和2年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。  <small>（注）</small> 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則とおり200円となります。</p>	<p>【平成26年4月1日～令和2年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">1万円以上</td><td style="width: 50%;">200円</td></tr> <tr><td>50万円を超え100万円以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>100万円を超え500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え1千万円以下</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え1億円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え5億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え10億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>48万円</td></tr> </table> <p>【平成9年4月1日～平成26年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">5千万円以下</td><td style="width: 50%;">1万5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え1億円以下</td><td>4万5千円</td></tr> <tr><td>1億円を超え5億円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>54万円</td></tr> </table>	1万円以上	200円	50万円を超え100万円以下	500円	100万円を超え500万円以下	1千円	500万円を超え1千万円以下	5千円	1千万円を超え5千万円以下	1万円	5千万円を超え1億円以下	3万円	1億円を超え5億円以下	6万円	5億円を超え10億円以下	10万円	10億円を超え50億円以下	32万円	50億円を超えるもの	48万円	5千万円以下	1万5千円	5千万円を超え1億円以下	4万5千円	1億円を超え5億円以下	8万円	5億円を超え10億円以下	18万円	10億円を超え50億円以下	36万円	50億円を超えるもの	54万円	
1万円以上	200円																																	
50万円を超え100万円以下	500円																																	
100万円を超え500万円以下	1千円																																	
500万円を超え1千万円以下	5千円																																	
1千万円を超え5千万円以下	1万円																																	
5千万円を超え1億円以下	3万円																																	
1億円を超え5億円以下	6万円																																	
5億円を超え10億円以下	10万円																																	
10億円を超え50億円以下	32万円																																	
50億円を超えるもの	48万円																																	
5千万円以下	1万5千円																																	
5千万円を超え1億円以下	4万5千円																																	
1億円を超え5億円以下	8万円																																	
5億円を超え10億円以下	18万円																																	
10億円を超え50億円以下	36万円																																	
50億円を超えるもの	54万円																																	
<p>請負に関する契約書  <small>（注）</small> 請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家、プロデューサー）、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その着として役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。  <small>（例）</small> 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など</p>	<p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">1万円以上</td><td style="width: 50%;">200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え200万円以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>200万円を超え300万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>300万円を超え500万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え1千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え5千万円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え1億円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え10億円以下</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>60万円</td></tr> </table> <p>契約金額の記載のないもの 200円</p>	1万円以上	200円	100万円を超え200万円以下	500円	200万円を超え300万円以下	1千円	300万円を超え500万円以下	2千円	500万円を超え1千万円以下	1万円	1千万円を超え5千万円以下	2万円	5千万円を超え1億円以下	3万円	1億円を超え5億円以下	10万円	5億円を超え10億円以下	20万円	10億円を超え50億円以下	40万円	50億円を超えるもの	60万円											
1万円以上	200円																																	
100万円を超え200万円以下	500円																																	
200万円を超え300万円以下	1千円																																	
300万円を超え500万円以下	2千円																																	
500万円を超え1千万円以下	1万円																																	
1千万円を超え5千万円以下	2万円																																	
5千万円を超え1億円以下	3万円																																	
1億円を超え5億円以下	10万円																																	
5億円を超え10億円以下	20万円																																	
10億円を超え50億円以下	40万円																																	
50億円を超えるもの	60万円																																	
<p>上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から令和2年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。  <small>（注）</small> 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則とおり200円となります。</p>	<p>【平成26年4月1日～令和2年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">1万円以上</td><td style="width: 50%;">200円</td></tr> <tr><td>200万円を超え300万円以下</td><td>500円</td></tr> <tr><td>300万円を超え500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え1千万円以下</td><td>5千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え1億円以下</td><td>3万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え5億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え10億円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>32万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>48万円</td></tr> </table> <p>【平成9年4月1日～平成26年3月31日】</p> <p>記載された契約金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">5千万円以下</td><td style="width: 50%;">1万5千円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え1億円以下</td><td>4万5千円</td></tr> <tr><td>1億円を超え5億円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え10億円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>36万円</td></tr> <tr><td>50億円を超えるもの</td><td>54万円</td></tr> </table>	1万円以上	200円	200万円を超え300万円以下	500円	300万円を超え500万円以下	1千円	500万円を超え1千万円以下	5千円	1千万円を超え5千万円以下	1万円	5千万円を超え1億円以下	3万円	1億円を超え5億円以下	6万円	5億円を超え10億円以下	16万円	10億円を超え50億円以下	32万円	50億円を超えるもの	48万円	5千万円以下	1万5千円	5千万円を超え1億円以下	4万5千円	1億円を超え5億円以下	8万円	5億円を超え10億円以下	18万円	10億円を超え50億円以下	36万円	50億円を超えるもの	54万円	
1万円以上	200円																																	
200万円を超え300万円以下	500円																																	
300万円を超え500万円以下	1千円																																	
500万円を超え1千万円以下	5千円																																	
1千万円を超え5千万円以下	1万円																																	
5千万円を超え1億円以下	3万円																																	
1億円を超え5億円以下	6万円																																	
5億円を超え10億円以下	16万円																																	
10億円を超え50億円以下	32万円																																	
50億円を超えるもの	48万円																																	
5千万円以下	1万5千円																																	
5千万円を超え1億円以下	4万5千円																																	
1億円を超え5億円以下	8万円																																	
5億円を超え10億円以下	18万円																																	
10億円を超え50億円以下	36万円																																	
50億円を超えるもの	54万円																																	
<p>1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書  <small>（注）</small> 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること（権利を特定することを含みます。）による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。                  2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。  <small>（例）</small> 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など</p> <p>2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書  <small>（例）</small> 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など</p>	<p>記載された受取金額が</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">100万円以下</td><td style="width: 50%;">200円</td></tr> <tr><td>100万円を超え200万円以下</td><td>400円</td></tr> <tr><td>200万円を超え300万円以下</td><td>600円</td></tr> <tr><td>300万円を超え500万円以下</td><td>1千円</td></tr> <tr><td>500万円を超え1千万円以下</td><td>2千円</td></tr> <tr><td>1千万円を超え2千万円以下</td><td>4千円</td></tr> <tr><td>2千万円を超え3千万円以下</td><td>6千円</td></tr> <tr><td>3千万円を超え5千万円以下</td><td>1万円</td></tr> <tr><td>5千万円を超え1億円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>1億円を超え2億円以下</td><td>4万円</td></tr> <tr><td>2億円を超え3億円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>3億円を超え5億円以下</td><td>10万円</td></tr> <tr><td>5億円を超え10億円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr><td>10億円を超えるもの</td><td>20万円</td></tr> </table> <p>受取金額の記載のないもの 200円</p>	100万円以下	200円	100万円を超え200万円以下	400円	200万円を超え300万円以下	600円	300万円を超え500万円以下	1千円	500万円を超え1千万円以下	2千円	1千万円を超え2千万円以下	4千円	2千万円を超え3千万円以下	6千円	3千万円を超え5千万円以下	1万円	5千万円を超え1億円以下	2万円	1億円を超え2億円以下	4万円	2億円を超え3億円以下	6万円	3億円を超え5億円以下	10万円	5億円を超え10億円以下	15万円	10億円を超えるもの	20万円	<p>次の受取書は非課税                  1 記載された受取金額が5万円未満のもの                  2 遺失したものについて                  3 有価証券、預貯金証書など特定した受取書  <small>※</small>平成26年3月31日までに作成されたものについては、記載された受取金額が、3万円未満のものか非課税とされていました。</p>				
100万円以下	200円																																	
100万円を超え200万円以下	400円																																	
200万円を超え300万円以下	600円																																	
300万円を超え500万円以下	1千円																																	
500万円を超え1千万円以下	2千円																																	
1千万円を超え2千万円以下	4千円																																	
2千万円を超え3千万円以下	6千円																																	
3千万円を超え5千万円以下	1万円																																	
5千万円を超え1億円以下	2万円																																	
1億円を超え2億円以下	4万円																																	
2億円を超え3億円以下	6万円																																	
3億円を超え5億円以下	10万円																																	
5億円を超え10億円以下	15万円																																	
10億円を超えるもの	20万円																																	